する額

M_{12} ＝ 0.0300
M_{13} ＝ 0.0318
M_{14} ＝ 0.0212
M_{15} ＝ 0.0245
M_{16} ＝ 0.0248
M_{17} ＝ 0.0249
M_{18} ＝ 0.0238
M_{19} ＝ 0.0238
M_{20} ＝ 0.0253
M_{21} ＝ 0.0243
M_{22} ＝ 0.0239
M_{23} ＝ 0.0232
M_{24} ＝ 0.0227
M_{25} ＝ 0.0124
M_{26} ＝ 0.0119
M_{27} ＝ 0.0018
M_{28} ＝ 0.0021
M_{29} ＝ 0.0020

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成6年3月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成6年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の6月1日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成2年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

する額

M_{12} ＝ 0.0300
M_{13} ＝ 0.0318
M_{14} ＝ 0.0212
M_{15} ＝ 0.0246
M_{16} ＝ 0.0249
M_{17} ＝ 0.0250
M_{18} ＝ 0.0238
M_{19} ＝ 0.0254
M_{20} ＝ 0.0255
M_{21} ＝ 0.0244
M_{22} ＝ 0.0240
M_{23} ＝ 0.0233
M_{24} ＝ 0.0126
M_{25} ＝ 0.0124
M_{26} ＝ 0.0045
M_{27} ＝ 0.0018
M_{28} ＝ 0.0021

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成6年3月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成6年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の6月1日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成2年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額